

2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ②

<(3) 基金の調査結果の概要>

残高増加(H18年度－H28年度 7.9兆円)の要因

(単位:兆円)

増加要因	交付団体	不交付団体
制度的要因	2.1	0.1
国の施策に基づく基金の増加	0.5	0.1
合併に伴う特例措置終了への備え等	1.7	0.0
将来の歳入減少・歳出増加への備え	3.1	2.5
法人関係税等の変動	0.5	0.3
人口減少による税収減	0.3	0.0
公共施設の老朽化等	1.0	1.1
災害	0.6	0.3
社会保障経費の増大	0.3	0.4
その他	0.4	0.4
計	5.3	2.7

○ 基金積立ての方策

→ 多くの団体が、行革、経費節減により捻出

○ 現在の基金残高の水準(残高/標準財政規模)

→ 東京都及び特別区を除き、平成に入ってから
平均とほぼ同じであり、近年は横ばいで推移

○ 中期的(3~5年)な増減見込

→ 具体的な回答のあった基金で、△2.6兆円

今後の方向性

- 地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、**基金残高を理由に、地方財源を削減することは妥当ではない。**
- 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。
 - ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる**地方税財源の安定化が望ましい。**
 - ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、**偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。**
 - ◆ 交付団体においても、**老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。**
- **地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。**

●団体区分別の基金残高

(単位:億円)

	財政調整基金		減債基金		特定目的基金		合計	
	H18	H28	H18	H28	H18	H28	H18	H28
都道府県	7,315	15,592	10,713	11,344	20,740	42,836	38,768	69,772
市	19,251	36,295	6,856	9,906	31,519	41,401	57,627	87,602
町	5,573	11,432	2,071	3,044	7,162	11,360	14,807	25,835
村	925	2,154	379	466	1,667	2,291	2,972	4,911

(注)特別区・一部事務組合等を含まない。

2018年2月22日 衆議院総務委員会 日本共産党 本村伸子 配布資料② 出典:総務省提出資料

障害児保育の概要

2018年2月22日 衆議院総務委員会
日本共産党 本村伸子
配布資料③ 出典:厚生労働省提出資料

1. 財政支援

1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				斜線
	中度				斜線
	軽度	斜線	斜線	斜線	斜線
物件費		斜線	斜線	斜線	斜線

<H30改善点>



2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から800億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (H29.3.31時点)

単位：人

合計	担当職員	
	常勤職員	非常勤職員
30,844	17,476	13,368

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
※障害児数には、軽度障害児を含む
※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員

社会基盤施設等の長寿命化事業について

2018年2月22日 衆議院総務委員会
 日本共産党 本村伸子
 配布資料④ 出典:総務省提出資料

社会基盤施設の長寿命化事業に係る平成30年度の拡充内容は以下のとおり。

対象事業

(注)適債性のある事業に限る

対象施設	事業内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む) 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等)の改修事業 法面・斜面对策工 <p>(注)下線部が平成30年度からの拡充内容</p>
河川管理施設(ダムを含む)	<ul style="list-style-type: none"> 護岸・堤防の改修事業 排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業(※)
砂防関係施設	<ul style="list-style-type: none"> 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業(※)
海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> 堤防、水門・陸閘等の改修事業(※)
治山施設	<ul style="list-style-type: none"> 治山施設の改修事業(※)
港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> 水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業(※)
漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設
農道	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積が概ね50ha未満の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業 その他の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業(※)
(参考)農業水利施設	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設の改修事業 <p>(注)平成29年度に引き続き対象</p>

要件

※ 国庫補助事業の要件を満たさない規模のものに限る

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること

※ 本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成30年度～平成33年度

平成 2 9 年 4 月 1 0 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）
参事官（事業推進担当）

平成 29 年度における被災者支援の適切な実施について

平素より被災者行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

被災者支援については、従前より、災害が発生した際に、当職より当該災害に係る被災都道府県の担当部局長宛に、住家の被害状況調査、被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準ずる支援措置の活用等に関する技術的助言に係る通知を发出してきたところです。

最近、災害による被害が相次いで発生している状況を鑑み、本年度においても、災害発生時に下記について適切に対応いただくとともに、関係部局及び都道府県内市町村に周知するなど、被災者支援に万全の対応を行っていただくよう、年度当初にあたり貴職宛通知することとしましたので、格別のご配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として发出するものであることを申し添えます。

記

（略）

3. 被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等について

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の支援については、一定規模以上の被害が生じ、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、全都道府県による相互扶助とそれに対する国の支援による被災者生活再建支援制度が適用されます（適用は各都道府県で判断）。

被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、被災者の生活再建を支援するという目的を十分踏まえ、被災者の生活の速やかな再建に資するよう、被害状況の調査から支援金の支給に至る事務を適切に行っていただきますようお願いいたします。また、迅速な制度の適用や被災者への適切な周知・説明、円滑な支援金支給事務の実施などにより、被災者が円滑に支援金の支給を申請できるようにするとともに、支援金が迅速に支給されるよう努めていただきますようお願いいたします。

また、被災者生活再建支援制度の対象とならない一定規模以下の災害については、各都道府県及び関係市区町村において支援措置の実施について検討するなど、被災者の生活再建支援について、必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

<被災者生活再建支援制度>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

※「被災者生活再建支援法の概要」等について掲載

（略）